

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認等（住民訴訟）請求事件

原告 金城ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事

準備書面3（原告ら）

令和4年10月6日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一



弁護士 葉 狩 陽 子



代

補助参加人に対する求釈明

原告らは、これまで主として、火災原因の点を中心に主張してきたが、今後、初期消火の失敗に関する点、消火活動の不全に関する点について、主張する予定である。

正確な議論を行うため、電気事業法42条1項に基づき、補助参加人が作成した保安規程（自家用電気工作物設置者が、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を目的として、電気主任技術者を中心とする電気工作物の保安管理組織、保安業務の分掌、指揮命令系統など、いわゆる社内保安体制と、これら組織によって行う具体的保安業務の基本事項を定めるもの）の提出を求める。

以上